

## 代表的な CSR の原則、基準、規格、ガイダンスなど

### ① ISO26000

<https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html>

2010年、ISO(国際標準化機構)が定めた「社会的責任」の国際ガイダンス規格。企業のみならず、あらゆる組織に適用できるとされています。ISO26000には組織が社会的責任を果たすための具体的な実践内容として「7つの原則」と「7つの中核主題」が示されており、組織の現状や課題を自己点検したうえで、組織にとって関連性の高い課題を抽出して優先的に実践することが求められています。

### ② SDGコンパス

SDGコンパスは2016年、SDGs導入における企業の行動指針として国際NGOのGRI、国連グローバル・コンパクト、国際企業で構成される組織WBCSDの3者によって作成され、GCNJ(グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン)とIGES(公益財団法人地球環境戦略研究機関)によって日本語に翻訳されました。

企業がSDGsを経営に取り込むための手順として5つのステップが分かり易く示されています。

#### SDGsの企業行動指針 - SDG Compass

[https://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG Compass Japanese.pdf](https://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG-Compass-Japanese.pdf)

### ③ 国連グローバル・コンパクト(UNGC)

<https://www.ungcnj.org/gc/>

1999年の世界経済フォーラム(ダボス会議)でコフィー・アナン国連事務総長(当時)が提唱したイニシアチブ。「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野・10原則から成り立ちます。世界で約18,000団体、日本では430団体が署名。(2021年8月10日時点) 署名企業はGC10原則の実践状況と成果をCOP(Communication on Progress)としてUNGC本部へ毎年1回提出することが義務付けられます。(COPは英文CSRレポートの提出で代用できます。)

### ④ OECD 多国籍企業行動指針

1976年、OECDが加盟国の多国籍企業に対して、企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとるよう勧告するため策定した行動指針。現在は加盟38カ国の他、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、クロアチア、エジプト、ヨルダン、カザフスタン、モロッコ、ペルー、ルーマニア、チュニジア、ウクライナの12カ国も参加しています。

多国籍企業を対象にしているため中小企業には無関係と捉えられがちですが、規定されてい

る内容(情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境など)は、国際的な基準を知る上で十分に参考になります。

多国籍企業行動指針(2011年改訂版仮訳)(PDF)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku\\_ho.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf)

## ⑤ 企業行動憲章

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/>

企業が遵守、実践すべき項目として日本経済団体連合会(経団連)が提唱している倫理規定。1991年に「経団連企業行動憲章」として制定され、2002年に「企業行動憲章」と改称されました。2017年には「Society 5.0 for SDGs」をスローガンに抜本的な改定が施され企業ト  
ップへ SDGs に対する意識を強めるよう促しました。本憲章の実行にあたっては「**企業行動憲章 実行の手引き(第7版)**」を参照すると良いです。

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki7.html>

## ⑥ SA8000

1997年に米国のNGOであるSAI(Social Accountability International)が公表した、従業員や人権、企業倫理という側面にフォーカスした国際認証規格。SA8000の取得には、第3者検証による監査が必要で、取得後も6か月ごとに審査を受ける必要があります。知名度の低さや6か月ごとという審査の厳しさからか、日本では認証取得した企業はほとんどありません。(2021年12月15日時点で認証継続中の日本企業は0社)むしろ発展途上国での認証取得が増えているといえます。

SA8000®規格 日本語版

<https://sa-intl.org/wp-content/uploads/2020/02/SA8000StandardJapanese.pdf>

## ⑦ RBA(旧 EICC)

<http://www.responsiblebusiness.org/>

EICC(Electronic Industry Citizenship Coalition)は2004年、HP、IBM、DELLなどの米国コンピューターメーカーが中心となって立ち上げ、その後ソニーなどが加わり、電子業界のサステナビリティ向上に向けて取り組んでいる業界団体の名称であり、かつ、その団体が定めた電子業界行動規範の名称でしたが、2017年にRBA(Responsible Business Alliance)に改称しました。

RBA 行動規範 バージョン 7.0(2021年) 日本語版

<http://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct7.0Japanese.pdf>

## ⑧ GRI

<https://www.globalreporting.org/>

GRI(Global Reporting Initiative)はオランダのアムステルダムに本部を置く国際NGO。2000年にCSR(サステナビリティ)報告書のガイドラインの初版(G1)を発表し、2013年までに第4版(G4)まで発表しました。2016年には名称も「GRIスタンダード」と改め、2021年10月に最新版が発表されました。世界の大手企業の上位250社のうち、75%がGRIスタンダードを利用してCSR(サステナビリティ)報告書を発行していることを見ても、GRIスタンダードがCSR(サステナビリティ)報告書の作成の手引きとして事実上のデファクト・スタンダードになっていることが分かります。

**GRIスタンダード(日本語版)**

<https://www.globalreporting.org/how-to-use-the-gri-standards/gri-standards-japanese-translations/>

## ⑨ IIRC

IIRC(International Integrated Reporting Council:国際統合報告評議会)は、イギリスで2010年に創立された国際NGO。2013年に企業の財務情報と非財務情報(ESG情報)を統合した「国際統合報告フレームワーク(International Integrated Reporting Framework)を発行しました。統合報告の目的は、投資家に向けて自社の長期的な価値創造のプロセスを示し、それによって自社の持続可能性を示すことにあります。

**国際統合報告フレームワーク 日本語訳**

[https://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International\\_IR\\_Framework\\_JP.pdf](https://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf)

## ⑩ 価値協創ガイダンス

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/kigyoukaikai/ESGguidance.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/ESGguidance.html)

2017年に経済産業省が公表した「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-(価値協創ガイダンス)」は、企業と投資家が情報開示や対話を通じて互いの理解を深め、持続的な価値協創に向けた行動を促すことを目的としています。IIRCとともに統合報告書作成の手引きとして多くの企業に採用されています。